大情審答申第532号

令和５年12月26日

大阪市長　横山　英幸　様

大阪市情報公開審査会

会長　玉田　裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和４年９月14日付け大西成保生第950号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

大阪市長が令和４年５月13日付け大西成保生第217号により行った公開請求却下決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公開請求

　審査請求人は、令和４年４月22日、条例第５条に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「西成区管内における医療扶助（移送費・通院交通費）に関する申請から支給までの全ての記録」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　２　補正依頼

　　　実施機関は、本件請求について「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容から、公開請求に係る公文書を特定することができないことを理由に、審査請求人に対して、令和４年５月６日付け大西成保生第182号により補正依頼を行った。

３　本件決定

実施機関は、本件請求について、条例第10条第２項の規定に基づき､本件請求を却下する理由を次のとおり付して本件決定を行った。

記

　本件公開請求における「請求する公文書の件名又は内容」欄には、「西成区管内における医療扶助（移送費・通院移送費）に関する申請から支給までの全ての記録」と記載されています。こうした抽象的な内容では、多様な情報を扱う公文書のうちから請求内容に合致する対象文書を特定することができないことから、令和４年５月６日付け大西成保生第182号により条例第６条第２項に基づく補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求に係る公文書が特定できないことから、同条第１項第２号に掲げる「公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が記載されているとはいえず、形式上の不備があると認められるため。

４　審査請求

審査請求人は、令和４年８月15日、本件決定を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

　　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　審査請求の趣旨

　　　公開請求却下決定を取消し、公開決定をせよとの裁決を求める。

　２　審査請求の理由

(1) 処分庁は公開請求に係る公文書が特定できないとして補正を求め、回答書の提出期限を令和４年５月13日（金）必着と指定した。そして回答書の提出がなく、請求に係る公文書が特定できないとして、令和４年５月13日に公開請求却下を決定した。しかしながら「補正に対する回答書の提出がなく」と主張できるは、令和４年５月14日午前０時以降でなければならず、令和４年５月13日付「公開請求却下決定」処分は違法であり取消されなければならない。

(2) 審査請求人は、情報公開請求と同時に、個人情報保護条例に基づき「移送費」に係る個人情報の開示を請求している。これを担当した保健福祉課（生活援助分館第１グループ）は、何ら補正を求めることなく、「多様な情報を扱う公文書のうちから請求内容に合致する対象文書を特定」したうえで部分開示を決定している。

この事実からして、処分庁の「対象文書を特定できない」とする主張は虚偽であることが明らかであり、虚偽理由による却下決定処分は違法であり取消されなければならない。

(3) 処分庁のかたくなな対応に不信感をもった審査請求人は、あらためて「補正依頼書」「却下決定通知書」について情報公開を請求し、部分開示された文書の写しの交付を受けた。

このなかに「１ヶ月で100件以上ある通院移送費の支給決定を５年間分公開請求に応じることは不可能」とする記載があり、処分庁が確実に請求に係る公文書を特定していることがわかる。

処分庁の「請求に係る公文書を特定できない」とする主張は虚偽であり、虚偽理由による却下決定は違法であり取消されなければならない。

　３　意見書の要旨（令和５年８月８日付け意見書）

(1) 実施機関の補正依頼は違法である

ア　実施機関による補正依頼の理由は、「こうした抽象的な内容では、多様な情報を扱う公文書のうちから請求内容に合致する公文書を特定することができない」とするものだが、審査請求人の記載は何ら「抽象的」なものではない。何ら形式上不備はなく、実施機関が補正を依頼することは違法である。

イ　実施機関は、地方自治法第245条の９第１項及び第３項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」の通知等に沿った事務処理を行わなければならず、「移送費・通院交通費に関する申請から支給までの全ての記録」について、「特定」できないなどということはあり得ない。

ウ　実施機関の「部分開示決定」についての審査請求に対する弁明書において、実施機関の西成区役所保健福祉課分館１グループは、移送費・通院交通費に関する事務について、「当庁は、被保護世帯からの『保護変更（医療扶助－通院移送費－）申請書』及び『保険変更申請書（傷病届）』による申請があった際に、『医療要否意見書』『医療扶助移送費支給検討表』『給付要否意見書』によりその必要性を審査し、『移送費（通院交通費）支給申請書』で受診日等を確認し、必要最小限度を『保護決定調書（一時扶助用）』によって支給決定するものである。」と弁明しており、同じ西成区役所の「生活支援」担当が、「移送費・通院交通費に関する申請から支給まで」の公文書を「特定」できないはずはない。

エ　実施機関による４月22日付けメールには、「１ヶ月で100件以上ある通院移送費の支給決定を５年間分公開請求に応じることは不可能」との内容があり、実施機関が対象公文書を「特定」していることが明白である。

オ　また、同メールには、「開示請求は情報提供に切り替えられなくてもそのまま通常どおり決定します」との内容があり、西成区役所保健福祉課分館１グループは対象公文書を特定しており、同じ課の「生活支援」担当が「合理的努力」として、分館１グループに問い合わせれば、「特定」できる。

カ　４月25日付けメールには、「Ｒ４．３が120件でした。120件×12ヶ月×５年=7200件」との内容があり、実施機関が対象公文書を特定したことは明らかである。

キ　５月６日付けのメールには補正依頼書（案）が添付されており、その（案）には「公開請求書の記載内容のままでは対象文書が大量になるため期間の絞り込みを求めます」との記載がなされており、実施機関が対象公文書を特定したうえでその量が大量になることを確認していることからして「対象公文書を特定することができない」とする補正依頼の理由は虚偽である。

ク　補正依頼書では、「補正を求める内容」として「対象となる地域や年度など公文書の公開を受けたい内容を具体的かつ明確に記載してください」「（記載例）西成区管内における医療扶助（移送費・通院交通費）に関する申請から支給までの全ての記録｡ただし令和３年度分に限る」と記載されている。

　しかし請求内容から対象の地域は西成区全域であり、年度についても実施機関自身が５年間分であることを特定できている。さらに「令和３年度分に限る」などということは、公開請求権を侵害するものである。

　そのうえ、「令和３年度分に限る」としたところで、公開請求書の記載が「抽象的」から「具体的」になるとも思えず、令和３年度分が特定できるのであれば、平成29年度以降５年間分であっても特定できるはずである。

ケ　実施機関は補正依頼を求めていることからして、「この場合において、実施機関は公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とする条例第６条第２項の規定に基づき、「参考となる情報を提供しなければならない」にもかかわらず、審査請求人に対しては、何ら参考となる情報は提供されておらず違法である。

　 　　　 また、補正依頼書には、参考として大阪市情報公開条例（抄）が添付されているが、これは「参考となる情報」とはいえず、違法である。

コ　実施機関による補正依頼書は５月９日午後４時頃審査請求人に配達されており、補正の回答書の提出期限は５月13日（必着）とされていた。

審査請求人に与えられた補正のための期間は極めて短く、条例第６条第２項にいう「相当の期間」ということはできず違法である。

(2) 「弁明書」について

ア　「公開請求却下決定」を行った日付について

審査請求人は、西成区保健福祉センター分館１グループの職員との間で「補正に応じない」旨の話をした覚えはない。また、「補正に応じない」とする回答書の提出もしておらず、実施機関が審査請求人の意思を確認したとすることはできない。

「公開決定を行った日付は問題ないものと考える。」と言うが、実施機関が「公開決定」を行った事実はなく、行ったのは「公開請求却下決定」である。提出期限までに回答書の提出がなかったとしても、期限前の「却下決定」が正当化されるものではなく違法である。

「公開請求却下決定」の決裁文書には、「公文書公開請求に係る補正依頼を行っていたものの回答期限である令和４年５月13日までに回答書の提出がなかったため、補正に応じる意思がないと判断し、次案のとおり公開請求却下決定通知書を送付します」という記載のみで、実施機関が５月13日に審査請求人の意思を確認したとするような事実の記載はない。

実施機関は、提出期限を５月13日午後５時30分とは指定しておらず、５月13日（必着）としていることからも５月13日付けをもって却下決定することはできず違法である。

　　 イ　「部分開示決定との判断の違いについて」

　　　　 審査請求人の公開請求・開示請求の対象は同じものである。

開示請求において「特定」できたものが、公開請求では「特定」できないとする実施機関の主張は虚偽である。

実施機関が、公開請求と開示請求で判断が違うと主張するのであれば、公開請求と開示請求が、どの法令や通知、規定に基づき、どう判断されるのか、具体的に教えて欲しい。

また、開示請求で開示された公文書が公開請求では公開されるのか、具体的に教えて欲しい。

　　　ウ　「対象公文書を特定できない理由について」

実施機関が「移送費・通院交通費に関する申請から支給までの全ての記録」について「特定」できなければ、その支給について必要とされる公文書を作成することができず、支給することができないばずで、情報公開以前の大問題になる。

また、対象公文書を検索し、捜し出せないとすれば、公文書の管理が問題となる。

審査請求人は、「保護台帳」の公開請求をしておらず、調べよと主張したこともない。特定できないはずの対象公文書がなぜ保護台帳に綴られていることを知りえたのか不思議である。

西成区における生活保護受給者は２万５千人くらいであるが、その中で「移送費・通院交通費」の支給を受けている者は少数であり、不可能ではない。さらにその量が著しく大量であったとしても、条例第12条の規定に基づき、その決定のための期間を延長することが認められており、なんら不可能なものではない。

対象公文書は、「生活保護法関係文書の保存期間について」の通知等により、５年間保存しなければならない。

審査請求人の請求は、条例第５条に基づくものであって、実施機関は、その量が「著しく大量」であったとしても、これを公開しなければならない。

さらに、大阪市公文書管理条例第６条第２項は、「本市の機関は、前項の規定により編集された公文書の保存期間が満了するまでの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、識別を容易にするための措置を講じた上で当該公文書を保存しなければならない。」と規定しており、実施機関がこの規定に従い保存していれば、対象公文書を捜し出すことは可能である。

エ　実施機関は、「請求する公文書の範囲は、形式上、外形的には一見明確であるとも考えられるが」、「不明確・不十分である」などと弁明しているが、これらは「情報公開条例解釈・運用の手引」からの引用であって、これは、「〇〇に関する資料」とか「〇〇（実施機関又はその下部組織）の保有する公文書」などの記載に対するもので、審査請求人はこのような記載はしていない。

実施機関は、条例第６条第１項第２号に規定する「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の「特定」とは全く関係のない、対象公文書を捜し出すことを「特定」と言っているに過ぎない。

(3) 「公開請求却下決定」は違法である

ア　審査請求人の本件請求における記載は、条例第６条第１項第２号の記載がなされており、何ら形式上の不備はない。

「補正依頼」は違法に行われたもので、回答しなければならない理由は何もない。

実施機関による「公開請求却下決定」は「補正による回答書の提出がなく当該請求に係る公文書が特定できない」として違法になされたものであり取り消されなければならない。

イ　さらに、審査請求人が2023年３月31日付けで行った情報公開請求に対し、実施機関は何ら補正依頼をすることなく、対象公文書を特定したうえで「部分公開決定」を行っており、実施機関による「公開請求に公文書が特定できない」として出された「公開請求却下決定」は違法である。

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　公開請求却下決定を行った日付について

　　　審査請求人は補正依頼に対する回答書の提出期限が「令和４年５月13日（金）必着」と指定されているため、公開請求却下決定を行う日付は令和４年５月14日午前０時以降でなければならないと主張しているが、審査請求人は令和４年５月13日に西成区保健福祉センター分館１グループでの面談の際に、「本件請求に対する補正依頼には納得ができないため、補正依頼に対する回答書は提出しない。公開請求却下決定を受け審査請求するつもり。」との発言を行っているため、補正は行わないとの意思表示であると判断した。

また、令和４年５月13日（金）午後５時30分以降もファクシミリやメールなどの方法での補正依頼に対する回答書の提出は無かったため、公開決定を行った日付は問題ないものと考える。

２　部分開示決定との判断の違いについて

審査請求人は本件請求と同日付けで、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）に基づく「移送費」に係る個人情報の開示請求を行っており、開示請求の部分開示決定の際は何ら補正を求められることなく決定が行われたため、本件決定の理由にある「対象文書を特定できない」という理由は虚偽であると主張しているが、公開条例第５条「実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定した公開請求権と、保護条例第17条「実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定した開示請求権とでは請求する対象が違う。

したがって、開示請求者本人の記録と限定できる個人情報に比べると本件請求にかかる公文書は大量に存在するため、開示請求の部分開示決定と本件決定とでは同じように文書を特定することができる訳ではなく、対象文書を特定するための判断も違うものと考える。

３　対象文書を特定できない理由について

審査請求人は当庁の「１ヶ月で100件以上ある通院移送費の支給決定を５年間分公開に応じることは不可能」と記載した公文書により当庁が確実に請求に係る公文書を特定していると考え、「請求に係る公文書を特定できない」という理由は虚偽であると主張しているが、生活保護法関係文書の保存期間については、保護台帳の保存期間を生活保護廃止後５年と区分しているため、当庁には平成29年度以降に生活保護を廃止となった保護台帳が保管されており、審査請求人がその全ての保護台帳を対象として本件文書を請求しているとは考え難く、その量も大量であり、その量等に照らしても公文書の特定が不可能であると判断したものである。

　４　本件請求における「請求する公文書の件名又は内容」欄には「西成区管内における医療扶助（移送費・通院交通費）に関する申請から支給までの全ての記録」と記載され、請求する公文書の範囲は、形式上、外形的には一見明確であるとも考えられるが、上記３から、公開請求書に記載された内容では請求に係る公文書の特定が不明確・不十分であることから、令和４年５月６日付け大西成保生第182号により公開条例第６条第２項に基づき公開請求の「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容の補正依頼を行ったところ、審査請求人から補正依頼に対する回答がなく、公開請求書に記載された内容では公文書の特定が不明確・不十分であり、公開条例が定める請求要件を満たしていないことから、公開条例第10条第２項に基づき本件決定を行ったものである。

第５　審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

２　争点

実施機関は、本件請求について、条例第６条第１項第２号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が記載されていないとして、本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、同号の記載は行われていることから、本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求の条例第６条第１項第２号該当性である。

３　争点について

(1) 条例第６条第１項第２号及び同条第２項について

条例第６条第１項では、「前条の規定による公開の請求…は、次に掲げる事項を記載した書面…を実施機関に提出する方法…により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第２号で「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定しており、同条第２項では、「実施機関は、公開請求書…に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

そして、条例第６条第１項第２号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とは、「公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の事項を記載する必要があることをいう」と解される。

また、実施機関が、条例第６条第２項に基づき、相当の期間を定めて、補正を求めたにもかかわらず、公開請求者がこれに応じない場合又は補正に応じてもなお実施機関が合理的な努力をしたにもかかわらず公文書を特定することができない場合には、当該公開請求を却下することができる（大阪市行政手続条例第７条）。

(2) 本件請求に係る公文書について

ア　本件請求に応じる場合の事務量について、実施機関に確認したところ、次のとおり、説明があった。

（ア）案件数等

生活保護受給者ごとにファイルが作成されており、医療扶助（移送費・通院交通費）に係る支給が行われた場合には、ファイルの中に本件請求に係る公文書である「医療扶助（移送費・通院交通費）に関する申請から支給までの記録」も保管されている。

また、支給を行った案件については、ファイルのほか、システムでも確認することができ、本件請求に係る案件数は、約7,000件である。

一方、本件請求に係るファイル数は、生活保護が廃止された生活保護受給者を含めると約42,000となる。ファイル内には、上記の支給を行った案件のほか、申請のみが行われた案件など、本件請求に係る公文書が含まれている可能性があるため、全てのファイルについて確認を行う必要がある。

（イ）支給を行った案件１件当たりの所要時間

　 約45分（ファイルの探索、内容の点検、個人情報等の黒塗り及び再点検等）

（ウ）１ファイル当たりの所要時間

　 約22分（ファイルの探索及び内容の点検等）

（エ）職員の作業量

　 計12人、１日当たり約１時間を週４日

（オ）所要期間

　 約８年

イ　当審査会において、本件請求に係る公文書の一部等を確認したところ、上記アの積算に不自然、不合理な点はなく、実施機関の説明に特段の疑義は認められないと判断した。

(3) 本件請求に係る公文書の特定の有無について

審査請求人は、本件請求に係る公文書を実施機関が具体的に特定しており、また、その公文書の量が著しく大量であったとしても、その決定のための期間を延長することが認められている旨を主張している。

そして、条例は公開請求に係る公文書が著しく大量である場合について公開決定等の期限の特例を設けており（条例第12条）、また、「西成区管内における医療扶助（移送費・通院交通費）に関する申請から支給までの全ての記録」という請求内容は、公開請求に係る公文書が著しく大量なものであったとしても、文書の範囲は、形式的・外形的には明確であり、本件請求について「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載があるということもできないではなく、本件請求を受けた実施機関において，本件請求をした者が公開を求める公文書の全てを他の公文書と識別した上、それらについての公開の適否を判断することも、公開請求の方法の合理性の有無、実施機関の事務処理量及びそれによる実施機関の所掌事務への支障、並びに公開決定までの期間の長期化等を度外視すれば不可能ではない。

しかしながら、条例第12条は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるとし、この場合において、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内（条例第11条第１項）に、公開請求者に対し、「本条を適用する旨及びその理由」及び「残りの公文書について公開決定等をする期限」を書面により通知しなければならない、としている。そのため、同条は、公開請求に係る公文書が著しく大量であっても、事務の遂行に著しい支障を生じさせることなく、「相当の部分」（実質的に公開請求にある程度応答するためには、少なくとも全体の何割かの部分が必要であり、僅少な部分では足りないと解される。）について公開決定等をし、残りの部分についても14日以内に公開決定等をする期限を区切ることを想定しているのであり、自ずから期間内の事務処理が可能な量的な制限が想定されており、かつ事務の遂行に著しい支障が生じない範囲において、可能な限りの人員を配置しても同期限を年余の先とせざるを得ない場合を想定しているとは考えられない。

また、公文書の量的な制限があることは、行政組織の活動は多種多様であるところ、通常は公開請求者が特定種類の行政文書の全部の公開を希望するとは考え難いことや、「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を公開請求書の必要的記載事項とするのは、実施機関の担当職員において、請求の対象となる公文書を識別した上、請求の対象となる公文書の全部について非公開事由の有無の調査・判断を行うことを可能とするためであるところ、公開請求者が通常公開を希望しない膨大な文書についてもそのような調査・判断を行わせることは，実施機関の担当職員及び行政組織をいたずらに疲弊させ、行政機関の他の行政活動をいわれなく停滞させる原因ともなるものであって、「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を必要的記載事項とした趣旨を没却させることになることから肯定される。そして、このような「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が必要的記載事項とされた趣旨を考慮すると、公開請求に係る公文書の範囲が形式的・外形的には明確であることから、条例第６条第１項第２号の「特定」に該当すると解釈するのは、必ずしも適当であるとは言えない。

そうすると、条例の定める公開請求制度上は、条例第12条が想定する量的な制限を超えていると考えられる公開請求は、特段の事情のない限り、「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載が無いと解すべきである。特段の事情のある場合とは、「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が必要的記載事項とされた趣旨を没却しないような例外的な事情がある場合、例えば、公開請求者が真に公開請求に係る公文書全部の公開等を希望しており、かつ、請求対象公文書の全部の公開等を相当期間内に実行することのできる態勢を整えており、実施機関をいたずらに疲弊させるものでないような場合に限られるものというべきである。

そして上記(2)によれば、本件請求に応じる場合、約42,000のファイルの確認等が必要であり、所要期間は約８年である。本件請求に対応するため、職員の配置数や１日あたりの作業時間を増やせば、より短期間での対応が想定されるものの、例えば、本件請求に対し１年以内の対応を行う場合、専任の職員約10名を要することとなり、このような人員配置を行うと事務の遂行に著しい支障が生じるものと認められるから、条例がそのような無制約の人員配置等の態勢整備を実施機関に義務付けているとは解し得ない。よって、本件請求に係る公文書については、条例第12条が想定する量的な制限を超え、また、個別に公開・非公開の検討を行うとすれば、実施機関の担当職員及び行政組織をいたずらに疲弊させるものと考えられ、条例に基づく公開請求権として保護する範囲に含まれるとは解されない（平成23年11月30日東京高裁判決参照）。

なお、審査請求人は、「こうした抽象的な内容では、多様な情報を扱う公文書のうちから請求内容に合致する公文書を特定することができない」とする実施機関の主張に対し、本件請求は「抽象的」でなく、本件決定の理由の提示に誤りがある旨を主張していると考えられる。この点、請求する公文書の範囲は、形式的・外形的には明確であるものの、本件請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求の対象となる具体的な文書を特定できないという意味を読み取ることは可能であることから、本件決定の理由の提示に誤りがあるとまでは言えず、審査請求人の主張は、認められない。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、実施機関の判断について、違法又は不当というべき点は認められない。

　 ４　その他の審査請求人の主張について

(1) 主張の要旨

審査請求人は、実施機関が条例第６条第２項に基づく補正の求めの回答期限である令和４年５月13日（必着）に本件決定を行ったことは、回答期限が経過する前に本件決定を行った点で不当であること、実施機関による補正の求めは、５月９日午後４時頃審査請求人に配達されており、回答までの期限は短く、「相当の期間」とは言えないこと、また、実施機関が補正の参考となる情報を提供していないことから、補正の求めに係る手続が不適切であり、不適切な手続に基づく本件決定は、取り消されるべきである旨を主張していると思われる。さらに、審査請求人は、本件請求のほか、本件請求と同内容の保有個人情報開示請求（以下「開示請求」という）を行っており、開示請求では対象情報が特定されたことから、本件請求において公文書が特定できないとする実施機関の主張は不当であり、本件決定は取り消されるべき旨を主張していると思われる。

　(2) ５月13日付けで本件決定を行ったことについて

実施機関は、補正の求めの回答期限である令和４年５月13日に本件決定を行った理由について、同日に審査請求人と面談した際、「回答書は提出しない」旨の発言があったことを述べている一方、審査請求人は、「補正に応じない」旨の話をした覚えはないと主張している。

また、当審査会が、口頭意見陳述の際に審査請求人に確認を行ったところ、補正の求めに応じる意思はなかった旨を陳述した。

以上を踏まえると、実施機関が補正の求めの回答期限である令和４年５月13日に本件決定を行ったことにより、観念的には審査請求人が補正を申し出る機会が失われたものと認められる。しかしながら、審査請求人が「補正に応じない」旨の申出を行ったという実施機関の主張についてはその真偽は不明であるものの、口頭意見陳述において審査請求人から補正の求めに応じる意思はなかった旨の陳述があったこと、結果的に令和４年５月13日までに補正の求めに対する回答を行っていないことを踏まえると、実質的には、回答期限が経過する前に本件決定を行ったことにより、審査請求人が補正を行うことができなくなるという不利益を被ったものとは認められないから、本件決定には取り消すべき瑕疵があるとまでは言えず、審査請求人の主張は認められない。

(3) 補正の求めに対する回答期限が短いことについて

条例第６条第２項の「相当の期間」とは、補正すべき内容に応じて、公開請求者が当該補正をするに足る合理的な期間をいう。

審査請求人によると、補正の求めは、令和４年５月９日に到達したとのことであるから、回答期限までの期間が十分であったとは考えられないものの、本件請求に係る公文書を特定するための補正期間として不合理とまでは言えず、審査請求人の主張は、認められない。

(4) 補正の参考となる情報を提供していないことについて

補正の参考となる情報の提供については、努力義務であるうえ、実施機関が回答の記載例を掲載していることを踏まえると、補正の参考となる情報を提供していないとは考えられず、審査請求人の主張は、認められない。

(5) 開示請求との違いについて

条例に基づく公開請求権は、実施機関の保有する公文書の公開を求めるものであるのに対し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）に基づく開示請求権は、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものであり、開示請求の対象は、開示請求者本人の保有個人情報に限定される。

よって、本件請求と同内容を記載した開示請求を行った場合、自ずから本件請求に比べ対象の範囲が限定されることから、開示請求において保有個人情報を特定した一方、本件請求に係る公文書を特定できないとした実施機関の判断に不自然・不合理な点はなく、審査請求人の主張は、認められない。

５　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　小谷　真理、委員　奥村　裕和、委員　村田　尚紀

（参考）答申に至る経過

令和４年度諮問受理第35号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和４年９月14日 | 諮問書の受理 |
| 令和５年１月13日 | 実施機関からの意見書の収受 |
| 令和５年５月24日 | 調査審議 |
| 令和５年７月５日 | 調査審議 |
| 令和５年８月２日 | 調査審議 |
| 令和５年８月８日 | 審査請求人からの意見書の収受 |
| 令和５年８月31日 | 審査請求人の陳述、調査審議 |
| 令和５年９月14日 | 調査審議 |
| 令和５年12月26日 | 答申 |